

三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 三次市水道事業は、給水区域内において給水装置設置工事を行う者に対し、予算の範囲内において三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(補助対象区域)

第2条 補助対象区域は、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）別表第1 三次市水道事業の項給水区域の欄に掲げる給水区域とする。

(補助対象の要件)

第3条 補助金を受けようとする者は、次の要件を具備していなければならない。

- (1) 給水装置設置工事を行う住居に住所を有する者（給水装置設置工事を行う住居に住所を有することが確実な者を含む。）
- (2) この要綱による補助金又は廃止前の三次市生活用水施設整備補助金交付要綱（平成30年三次市告示第59号）第4条第1項第4号による補助金の交付を受けていない者（生計を一にする者を含む。）
- (3) 三次市税及び三次市公共料金を完納している者（生計を一にする者を含む。）

2 前項各号に掲げる要件を具備している場合であっても、営利目的、事業所、店舗、地域の集会所、共同住宅、貸家等の建築に伴う新設工事若しくは開発行為又はこれらに準じる行為に伴うものについては、補助の対象としない。

(補助対象施設等)

第4条 補助対象は、次の各号に掲げる施設等とする。

- (1) 給水装置（量水器は官民境界の1mの範囲内とする。）に伴う材料費、工事費とする。
- (2) 前号に伴う経費

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費は、前条に掲げる補助対象施設等を整備するために直接必要な経費（宅外部分）のみとする。

2 補助金の額は、補助対象経費から100万円を差し引いた金額の10分の10とし、50万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、広島県水道広域連合企業団三次事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業実施位置図

- (2) 市税等納付状況閲覧承諾書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費の見積書
- (4) 申請設備等計画概要書（様式第3号）
- (5) 住所変更確約書（様式第4号）（補助金申請時に給水装置設置工事を行う住宅に住所を有していない場合）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、所長が必要と認めるもの
（補助金の交付決定等）

第7条 所長は、前条の申請書を受理したときは、審査を行い適当と認めるときは、三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（申請の変更等）

第8条 前条の通知書を受けた申請者（以下「資格者」という。）が、次に掲げる事項に該当する場合は、直ちに三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金事業計画変更承認申請書（様式第6号）を提出し、所長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助経費の変更又は申請取下げ
- (2) 前号に掲げるもののほか、重要な変更事項

2 所長は、前項の申請書により補助金交付決定額に変更が生じた場合は、三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により資格者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第9条 資格者は、事業が完了したときは、実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添付して所長に提出しなければならない。

- (1) 事業費明細書
- (2) 設備詳細図
- (3) 工事写真（完了前に行う企業団立会の検査写真を含む。）
- (4) 工事契約書及び領収書

2 所長は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）第1条第1号の規定に基づき、給水管の水圧検査を行うものとする。

3 給水管は、1.75メガパスカルの静水圧を2分間保持し、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

4 所長は、第1項に規定する実績報告書について内容を審査のうえ、三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金交付確定通知書（様式第9号）により資格者に通知するものとする。

5 所長は、補助金の額の確定後、三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金交付請求書（様式第10号）による資格者からの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 所長は、資格者又は資格者であった者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助施設の整備方法が妥当性を欠くと認めるとき。
- (3) あらかじめ承認を受けないで工事費を変更し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、所長が補助を不適當と認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 所長は、前条の規定に基づき補助金の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、資格者又は資格者であった者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(指揮監督及び検査)

第12条 所長は、事業の実施に関して必要な報告を求め、若しくは指示を行い、又は職員に随時必要な検査をさせることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金交付申請書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団三次事務所長 様

住所

氏名

電話番号

三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

事業場所		
事業予定期間	着手	
	完成	
事業費		
うち補助対象経費		
申請する理由		

添付書類等

- (1) 事業実施位置図
- (2) 市税等滞納状況閲覧承諾書
- (3) 補助対象経費の見積書
- (4) 申請設備等計画概要書
- (5) 住所変更確約書（補助金申請時に給水装置設置工事を行う住宅に住所を有していない場合）

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

広島県水道広域連合企業団三次事務所長 様

市税等納付状況閲覧承諾書

三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金の審査に際し、次の表に記載している者の市税及び市公共料金の納付状況について、三次事務所長が閲覧することを承諾します。

住所	氏名	印鑑
三次市		

※氏名を自署した者及び未成年については、押印不要

様式第3号（第6条関係）

申請設備等計画概要書

1 設備概要

2 管種・管径・延長

3 設備種類

4 その他

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

広島県水道広域連合企業団三次事務所長 様

住所変更確約書

私は、 年 月 日申請の三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金
交付申請書（様式第1号）で補助対象施設である三次市_____の住宅に事
業完了までに住所を変更することを確約します。

住所 _____

氏名 _____

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団三次事務所長

三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金は、審査の結果、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の時期

完了通知が提出された後、交付する額を確定し、請求により速やかにその金額を交付する。ただし、三次市外に住所を有する者は、三次市に転入届を提出し、住民登録完了後に交付する。

3 交付の条件

- (1) 交付を受けた補助金について、三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金交付要綱の目的に従って、効果的な運用を図ること。
- (2) 完了検査の結果、申請内容と異なる部分については、補助金を交付しない。
- (3) 補助金の増額については、原則として認めない。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

広島県水道広域連合企業団三次事務所長 様

三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金事業計画変更承認申請書

住所
氏名
電話番号

三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり変更承認申請します。

事業場所		変更前	
		変更後	
事業予定間 期	着手	変更前	
		変更後	
	完成	変更前	
		変更後	
事業費		変更前	
		変更後	
うち補助対象経費		変更前	
		変更後	
変更する理由			

添付書類等

様式第1号と同様の書類のうち、変更した項目に係る書類を添付すること。

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団三次事務所長

三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金は、審査の結果、次のとおり交付決定したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の時期

完了通知書が提出された後、交付する額を確定し、請求により速やかにその金額を交付する。ただし、三次市外に住所を有する者は、三次市に転入届を提出し、住民登録完了後に交付する。

3 交付の条件

- (1) 交付を受けた補助金については、三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金交付要綱の目的に従って、効果的な運用を図ること。
- (2) 完了結果の結果、申請内容と異なる部分については、補助金を交付しない。
- (3) 補助金の増額については、原則として認めない。

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

広島県水道広域連合企業団三次事務所長 様

実績報告書

住所
氏名
電話番号

次の事業が完了したので、三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、報告します。

事業場所		三次市
事業期間	着手	年 月 日
	完成	年 月 日
事業費		円
うち補助対象経費		円
事業 請負者	所在地	
	名称	
主な 事業内容	概要	
	水量	

添付書類

- (1) 事業費明細書
- (2) 設備詳細図
- (3) 工事写真
- (4) 工事契約書及び領収書

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

様

三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金交付確定通知書

広島県水道広域連合企業団三次事務所長

年 月 日付けで交付決定した三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金について、審査の結果、次のとおり確定したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

様式第10号（第9条関係）

年 月 日

広島県水道広域連合企業団三次事務所長 様

三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金交付請求書

請求者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付けで額が確定した三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金について、三次市水道事業における給水装置設置工事費補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、次のとおり請求します。

補助金交付請求額 金 円

(振込先)

金融機関名	銀行・農協・労働金庫・信用金庫・信用組合
支店名	本店・支店・支所・出張所
預金種目	普通・当座・その他
口座番号	
(ふりがな) 口座名義人	

※請求書と口座名義人が異なる場合は、別途委任状を提出すること。